電気事業法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十六年二月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三十五号

電気事業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二十七条及び第百三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十七条」を「第二十七条第一項」に、「する一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者」を「する一般電気事業者等（同項に規定する一般電気事業者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）」に、「の制限」を「を制限すべきことの命令又は勧告」に、「もつて一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者」を「もつて一般電気事業者等」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「第二十七条」を「第二十七条第一項」に、「一般電気事業者、特定電気事業者又は特定規模電気事業者」を「一般電気事業者等」に、「の制限」を「を制限すべきことの命令又は勧告」に改める。

第二条の次に次の一条を加える。

（報告の徴収）

第二条の二　経済産業大臣は、法第二十七条第二項の規定により、一般電気事業者等から電気の供給を受ける者に対し、一般電気事業者等が供給する電気の使用の状況及び同条第一項の規定による命令又は勧告に基づいて講じた措置について報告を求めることができる。

第六条の三の次に次の一条を加える。

（報告等の対象となる河川管理者の許可の申請）

第六条の四　法第百三条第一項の政令で定める申請は、その申請に係る発電水力の利用により出力が最大千キロワット以上の発電をするための申請とする。

附　則

この政令は、電気事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第七十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年二月十七日）から施行する。

経済産業大臣　茂木　敏充

内閣総理大臣　安倍　晋三

省令

○文部科学省令第六号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、文部科学省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年二月十三日

文部科学大臣　下村　博文

文部科学省定員規則の一部を改正する省令

文部科学省定員規則（平成十三年文部科学省令第十七号）の一部を次のように改正する。

第一条の表本省の項中「一、八五一人」を「一、八五七人」に改め、同表合計の項中「二、〇八六人」を「二、〇九二人」に改める。

第二条（見出しを含む。）中「、特別の機関及び地方支分部局」を「及び特別の機関」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。